

東京、昭52不43、昭53. 5. 23

命 令 書

申立人 日本航空客室乗務員組合

被申立人 日本航空株式会社

主 文

- 1 被申立人日本航空株式会社は、管理職をして、申立人日本航空客室乗務員組合所属の組合員に対し、脱退工作をなさしめ、もって申立人組合の組織運営に介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記の文書を申立人組合に交付しなければならない。

記

昭和 年 月 日

日本航空客室乗務員組合

執行委員長 A 1 殿

日本航空株式会社

代表取締役 B 1

当社管理職が貴組合員に対して貴組合からの脱退を工作したことは、不当労働行為であると、東京都地方労働委員会で認定されました。今後管理職に対して同種の行為をくり返さないよう指導いたします。この文書は、同地方労働委員会の命令により交付するものです。

(注、年月日は交付の日を記載すること)

- 3 その余の申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人日本航空客室乗務員組合（以下「組合」という。）は、被申立人会社に雇用されている客室乗務員約2,450名（本件申立て当時）が組織する労働組合である。
- (2) 被申立人日本航空株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、東京都千代田区）に本社を置き、従業員約2万名を雇用して国際路線および国内幹線における定期航空運送事業を主たる目的とする会社である。
- (3) なお、会社の客室乗務員で組合に所属しない約1,000名（本件申立て当時）は、全日本航空労働組合客室乗務員支部（以下「全労」という。）を組織している。

2 A2に対する脱退工作

- (1) 申立人組合の組合員A2は、昭和49年1月16日スチュワーデスとして会社に雇用され、国内客室乗務員室第二課Lグループに所属していたが、乗務中に罹患した腰痛のため、昭和51年10月5日から昭和52年1月末日まで、公傷欠勤の扱いを受け、会社の診療所に通院加療していた。
- (2) 昭和51年11月19日正午過ぎ、A2の上司であるB2先任チーフパーサー（管理職、以下「先任」という。）は、腰痛の件で話がしたいとして同人を呼び出して昼食に誘い、同先任の車で芝のプリンスホテルへ向った。同先任は、車中でA2に対し「今日はもう一つの話がある。組合の件だよ。実はB3課長から君の組合に関する意見を聞いてほしいといわれてきたんだ」と述べ、プリンスホテルで食事中、さらに「会社の利益を考えないでストばかりやっている客乗組合のことをどう思うか」「君が全労に入るということは、ぼく達に誠意を示すということだ。もしそうであれば腰痛に関することは絶対に責任をもつよ」といい、A2の「考えてみます」との返事に対し、「考えるつもりなら脱退届にサインしてもらいたい」「一度脱退届を書いてもいつでも破れるから大丈夫だ。2、3か月保留しておくこともできるから。君の指示がない限り、脱退届を客乗組合に届けることはしない」と述べた。帰りの車中で、同先任は、鞆から全労作成の脱退届用紙（同用紙左片は組合への提出用、右片は控として全労への提出用）を取り出し、A2をしてこ

れに署名捺印させ、これを自ら預かった。引続いて同先任は、A2をB3第二課長のもとにつれていき、同課長に「A2さんのことは頼みます」と述べ、同課長は「うん、わかっている」と答えた。その後、上記脱退届がA2の指示のないまま組合に提出された。

12月29日、A2は、組合のA3執行委員（腰痛対策担当）から、脱退届が出ている旨の電話を受けたので、昭和52年1月10日、B2先任に電話をし、自分の指示なしに脱退届を提出したことを詰問した。そこで同月20日、B3課長とB2先任はA2を呼び出し、B3課長がA2に対し、脱退届の件についてまだ組合に話してなければ、詳細を話さないよう依頼した。このあと、A2は脱退の意思表示を撤回したが、形式上は組合への再加入の手続がとられた。

- (3) 昭和52年1月31日、A2は、1か月40時間の制限乗務（通常は50時間強）可能との会社産業医の診断書を会社に提出して、2月からの乗務を求めた。そこで、会社は同月11日までは上記制限にさらに1乗務2レグ（1回の離着陸をあわせて1レグという。）以内の制限を加えて、同人を乗務させた。しかし、同月12日に3レグの乗務につかせたところ、同人は、3レグにはまだ耐えられないとして、同月15日「40時間、2レグ以下の便にて配慮願いたい（期間1か月）」との診断書をB3課長に提出し同措置を求めた。これに対し同課長は、「そんなに制限をつけて飛ぶのでは業務上も困るし、休んで治した方がよいのではないか」と述べ、その場で産業医に問い合わせた結果、2月中は2レグ以下にすることを認め、3月については2月末にA2と会って決めたいと述べた。2月25日ごろ配られた3月のスケジュールでは、A2について2レグの制限がついていなかったため、組合のA4執行委員が会社と折衝し、同人の乗務に2レグの制限が付された。

第2 判断

- 1 組合は、(ア)B2先任がB3課長の意を受けて、組合員A2に対し組合を脱退して全労に加入しなければ、腰痛の治療に不便があると述べて、脱退届に署名捺印させ、かつ(イ)同人が脱退届を撤回した以後は、その報復として乗務制限に関する医師の診断書を無視した乗務をさせようとしたもので、本件脱退工作は、会社の従前からの組合攻撃に一例を追加す

るものであると主張し、会社は、(ア)B 2 先任がA 2の自発的な署名捺印による脱退届を預かって投函したものにすぎず、また(イ)制限乗務については、前例をみないような制限付で乗務するくらいなら、むしろ治療に専念した方が良くはないかと本人に再考を促したものであり、いずれも支配介入に該当するものではないと主張する。

2(1)① 会社が、昭和50年5月27日全労支部結成以来、全労の育成、申立人組合の組織拡大阻止の手段をつぎつぎと採ってきたことは、当委員会昭和50年不第127号事件命令（昭和52年5月10日決定）において認定されているところであり、本件当事も、この事態が格別変ったと認めるべき特段の事情はない。

そして、本件11月19日の件も、(ア)B 2 先任は、全労作成の脱退届用紙を予め用意し署名捺印させて、これを預かり、そしてこれが組合に提出されていること、(イ)当日、同先任はA 2をわざわざB 3 課長のもとにつれていっていること、(ウ)さらに、翌年1月20日同課長と同先任は、A 2に脱退届の件についての詳細を組合に話さないよう依頼していることなどを総合すれば、A 2が自発的に脱退届に署名捺印して、これを同先任に預けたものと認めることはできない。むしろ上記の事実とA 2のその際の経緯に関する証言とを併せれば、組合と全労との対立およびこれに対する会社の態度という当時の状況の中で、職場の雰囲気や自己の腰痛問題等で不安定な心境にあったA 2に対し、B 2 先任が、B 3 課長の意を受け、上司の地位を利用して説得のうえ、組合脱退を表意せしめるにいたったもので、畢竟脱退を強要したものといわざるをえず、結局このようにしてなされた脱退工作は、前記全労の育成、申立人組合の組織拡大阻止の一環としてなされたものとみるのが相当であり、組合に対する支配介入である。

② 会社は、この件については既に会社から組合に対し文書をもって労働組合法第7条に抵触する疑いが極めて強いことを認めて、遺憾の意を表し、以後同様の行為が発生せぬよう文書をもって管理職に徹底させているから救済の必要がないとも主張する。

しかし、会社は、上記脱退届はA 2が自発的に署名捺印したもので、B 2 先任が同人の依頼によりこれを預かり、投函したものであるとの立場に固執し、ただこのことを不当労働行為と疑われ易い行為であったとして遺憾の意を表しているにすぎないか

ら、会社の管理職が同人に脱退届を書かせたと認められる本件の救済としては会社の上記措置だけでは不十分であること明らかである。

- (2) A 2 の 2 レッグ以内の制限乗務の申出に対する B 3 課長の発言は、当時腰痛症の不完全治療、再発を招く恐れのある制限乗務は廃止することを検討していた会社方針に従ったものと考えられる。そして、同課長は、産業医より A 2 の場合、同人が望む制限付乗務を認めた方がむしろ治療上賢明ではないかとの意見を聞いて、2月中は2レッグ制限を認めたが、3月のスケジュールはすでに40時間制限のみで決定していたから、2月末の様子をみて改めて考えたいとの措置をとり、結果的に3月も2レッグ以内の制限を認めているのであるから、制限乗務に関する医師の診断書を無視して乗務をさせようとしたとは認められない。もっとも A 2 の申出に対する B 3 課長やスケジュール作成者の対応が円滑さを欠いていたため、その直前まで上記脱退届の件でもめていたことも加わって、A 2 が、上記措置を脱退届撤回に対する報復と受け取ったのも無理からぬものと考えられるが、上述のとおり、会社にそのような意図があったとは認められない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、A 2 に対する脱退工作は、労働組合法第7条第3号に該当するが、制限乗務の件は、同条に該当しない。

なお、組合は、いわゆるポスト・ノーティスおよび社内報への掲載をも求めているが、本件の救済としては、主文のとおりをもって足りるものとする。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和53年5月23日

東京都地方労働委員会

会長 浅 沼 武